

第1編 総論

第1章 環境法の歴史・展開

第2章 環境法の基本理念、原理・原則

論証1 汚染者支払原則 (Polluter-Pays Principle 略称 PPP) S

汚染者支払原則とは、環境に対し負荷を与えた者（汚染者）は、それを受容可能な水準にまで回復する措置の費用・労力を自ら負担すべきとする考え方である。「原因者負担原則」ともいう（環境基本法37条参照）。

なお、同原則は、汚染者（原因者）の帰責性（故意・過失）の有無や負荷を与えた行為の適法・違法を問うものではない。

※ 汚染者支払原則は、筆者が独自に「環境法における三大特殊責任」と名付けた「①排出事業者責任（廃掃法）」、「②拡大生産者責任（循基法）」、「③状態責任（土対法）」と関連が深いため、試験対策として非常に重要な概念である。

すなわち、この原則の廃掃法における具体化が①、この原則のリサイクル関連での派生・拡張が②、この原則の土壤汚染対策におけるやむを得ない例外が③、という位置づけ（関連）となる。

論証2 未然防止原則 (Preventive Principle)

A

未然防止原則とは、環境への負荷となる物質や行為を事前に制御して、環境への悪影響を未然に防止すべきとする考え方である（環境基本法4条参照）。

※ 大気汚染防止法の「ばい煙の排出の規制等」（3条～17条の2）や水質汚濁防止法の「排出水の排出の規制等」（3条～14条の4）は、未然防止原則の具体化である。